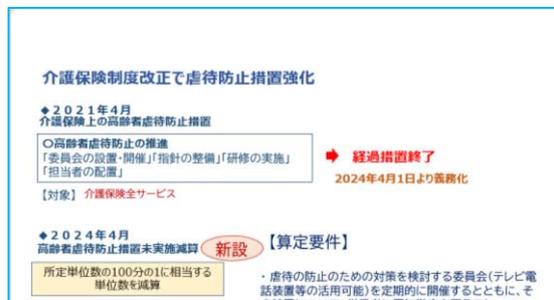


令和7年度 虐待防止職員研修 [1] 「組織で取り組む高齢者虐待防止」のご案内

介護保険制度改正により、全ての事業所に高齢者虐待防止措置が義務付けられ、令和6年4月より完全義務化となりました。また、取り組み不足には減算も設けられました。それだけ、高齢者虐待は社会的な問題となり、各事業所において真剣に取り組まなければならないということです。虐待、または不適切なケアが発生した場合、当該職員の要因である、と考えていませんか？虐待は職員の要因だけで起こるものではありません。どのようなことが虐待に発展していくのか、利用者・家族はどのように感じているのか、ということを知り、日頃のケアを振り返る機会としてください。**1カ月間セミナー録画を配信しますので、全職員の受講が可能になります。**

虐待防止職員研修 [1] の概要

1. 高齢者虐待防止措置未実施減算の内容
2. 令和5年度高齢者虐待の実態
3. 虐待発生要因
4. 虐待認定された事例
5. 人格尊重義務違反とは



《職員研修虐待防止研修》
理解度確認テスト

次の設問が正しければ○、間違っていれば×を回答欄に記入して下さい。

No	設問	回答欄
1	2018年4月の介護保険改正で、身体拘束は禁止された。	
2	身体拘束の適正化を検討する委員会は任意で設置することができる。	
3	身体拘束禁止の研修を行わなければ介護報酬が減算される。	
4	安易な身体拘束や悪質な身体拘束は突然行われるのではなく、その前の段階でグレーゾーン行為や不適切なケアが行われている。	
5	現在、身体拘束を行っていない事業所は、身体拘束禁止の取り組みを行わなくてよい。	
6	グレーゾーン行為は身体拘束に該当しないので問題はない。	
7	明らかに身体を拘束する行為だけでなく、行動を制限する行為を行ってはならない。	
8	身体拘束は、人手が足りず見守れない時はやむを得ず行う場合がある。	



虐待防止職員研修開催要領

- 開催日時:9月25日(木)16:30~17:30(9月18日メ切)
- 主催:株式会社安全な介護
- 講師:株式会社安全な介護 専任講師 川村亜希
- 受講料:4,400円(税込) | 施設・事業所(PC3台まで)
- 受講方法:Zoomによるオンライン受講
- 提供資料:テキスト・理解度確認テスト
- 申し込み方法:下記URLからお申し込みいただき、所定の口座に受講料をお振込みください。
<https://forms.gle/ueYzHjk7Rft4NyXL6>

講師プロフィール

川村亜希 短大卒業と同時に特別養護老人ホームに入社。訪問介護事業所サービス提供責任者、特別養護老人ホーム生活相談員・介護支援専門員を経て、現在湘南医療福祉専門学校教員・社会福祉法人育生会研修センターのセンター長。2018年より株式会社安全な介護リスクコンサルタント。介護職員や生活相談員の実務経験と介護福祉専門学校教師の視点で語る、ユーモアと共感性溢れる講義は秀逸と好評。

※安全な介護の顧問先法人は無料ですので申込書にチェックしてください

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 安全な介護セミナー事務局 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275